⑵　申請書の提出方法

①　インターネット一元受付の場合　インターネット一元受付を使用して申請を行う者は、上記３⑴①により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

なお、次に掲げる場合には、インターネット一元受付を使用した建設工事等の申請はできないので、郵送又は電子メールによる申請を行うこと。

ただし、ア及びイの場合には、郵送又は電子メールによる申請も行えないので注意すること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない場合

イ　経営事項審査の審査基準日が令和７年６月16日以降のものでない場合。

ウ　経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含む）に係る申請の場合

エ　事業協同組合で特例計算を希望する場合

オ　協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

カ　合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）

キ　会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

ク　グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

②　郵送又は電子メールの場合　郵送又は電子メールにより申請を行う者は、申請書に次の書類を添付し、別記２に掲げる申請書の提出場所へ提出すること。

ア　建設工事の申請を行う場合

ａ　営業所一覧表

ｂ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

ｃ　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式(その２)に加え、(その３）又は（その３の２)、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、(その３）又は（その３の３))

ｄ　共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

ｅ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）

ｆ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

ｇ　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ｈ　行政書士等の代理申請による場合には委任状

イ　測量・建設コンサルタント等の申請を行う場合

ａ　営業所一覧表

ｂ　財務諸表類

ｃ　登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し

ｄ　登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し

ｅ　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、(その３）又は（その３の２)、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その２)に加え、（その３）又は（その３の３))

ｆ　行政書士等の代理申請による場合には委任状

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載されたその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算し、記載すること。

４　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

⑶　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者、又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

⑷　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑸　経営事項審査を受けていない者

⑹　経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者

⑺　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記４⑴から⑹までに該当する構成員を含む者

⑻　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記３又は別記４の総合数値をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記５⑴により別記５の業種別等級区分に基づいて格付けする。

６　資格審査結果の通知

「資格確認通知書」により通知（郵送)する。

７　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間　令和９年４月１日から令和11年３月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから令和11年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　上記７⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和10年11月頃に令和11・12年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

８　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

⑴　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑵　令和９・10年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

９　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の⑴から⑸までに掲げる会社等をいい、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

⑴　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

⑵　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

⑶　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

⑷　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑸　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社